

船舶事故調査報告書

平成27年1月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成25年1月24日 13時30分ごろ～25日 11時40分ごろの間）
発生場所	広島県尾道市加島東方沖 尾道市所在の海老港西防波堤灯台から真方位206° 2,480m 付近 （概位 北緯34° 22.4′ 東経133° 15.0′）
事故調査の経過	平成25年1月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長及び甲板員からの意見聴取は、両人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第2宏陽丸、6.60トン HS2-01324（漁船登録番号）、個人所有 14.30m (Lr) × 3.01m × 1.01m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数120、昭和58年10月8日 B 搭載艇（船名なし） なし、個人所有 長さ 3.0m、幅 1.0m、深さ 0.6m（実測）
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月20日 免許証交付日 平成21年3月11日 （平成26年7月9日まで有効） 甲板員 男性 75歳
死傷者等	死亡 2人（船長及び甲板員）
損傷	なし
事故の経過	A船は、船長及び甲板員が乗り組み、平成25年1月24日13時30分ごろ、尾道市山波町の船溜まり（以下「本件船溜まり」という。）を発し、本件船溜まりの南方約5kmにある、尾道市加島東方沖約300mののり網（以下「本件のり網」という。）に向かった。 船長の家族は、A船が、21時00分ごろになっても本件船溜まりに帰らないので、21時03分ごろ118番通報した。

	<p>海上保安庁は、巡視船艇及び航空機（ヘリコプター）で捜索を行い、本件のり網に係留されているA船を発見した後、25日04時08分ごろ、本件のり網設置場所の水深約10mの海底で、潜水士が船長を発見して巡視艇に揚収し、10時20分ごろ、のり棚とのり棚との間で転覆しているB船を発見した。</p> <p>甲板員は、尾道市浦崎町の海岸沖で、地元の漁業協同組合員により発見され、25日11時40分ごろ118番通報された。</p> <p>船長及び甲板員は、共に死因が溺水、死亡推定時刻が24日午後と検案された。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
<p>気象・海象</p>	<p>(1) 気象 1月24日 13時00分～22時00分 天気 晴れ、風向 南西～西南西、風力 3～4、視界 良好、気温 約8.0～11.9℃ 警報、注意報の発表状況 広島地方气象台は、尾道市に1月24日16時28分に強風注意報及び波浪注意報を発表し、1月26日18時14分に解除した。</p> <p>(2) 海象 海面水温 約9℃</p>
<p>その他の事項</p>	<p>B船は、のりを酸処理する作業に使用されていた箱船で、船首尾から約0.5mの位置に設けられた横方向の仕切り板により、船体が3つの区画に分割されており、ふだん、船長が、中央にある長さ約2mの区画に薬品を入れ、両端の区画に船長と甲板員とが別れて乗っており、本件船溜まりと本件のり網との間を移動する際、A船に搭載されていた。</p> <p>B船は、薬品約80ℓを積んで2人が乗船した場合、乾舷が約0.2m程度であった。</p> <p>船長及び甲板員は、発見時、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>不明 不明 不明</p> <p>船長及び甲板員の死因は、溺水であった。</p> <p>A船は、24日13時30分ごろ本件船溜まりを発し、海上保安庁が、25日04時08分ごろ加島東方沖の本件のり網設置場所の水深約10mの海底で船長を発見し、浦崎町の海岸沖で地元の漁業協同組合員が、11時40分ごろ甲板員を発見した旨の118番通報したことから、24日13時30分ごろ以降の本件のり網に到着した時から25日11時40分ごろの間において、船長及び甲板員が、それぞれ落水したものと考えられるが、落水した状況を明らかにすることはできなかった。</p>

	<p>船長及び甲板員は、落水して溺水したものと考えられるが、溺水に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、A船が、本件船溜まりを発生し、加島東方沖の本件のり網において、本件のり網に到着した後、船長及び甲板員が落水したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>船長及び甲板員が所属する漁業協同組合は、平成25年2月4日付けで同組合長が救命胴衣着用の励行を呼び掛ける文書を発出し、組合員に周知した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船体のバランスが悪い小型ボートで作業を行う場合、救命胴衣を着用し、風波が強まったら、作業を中止すること。

付図1 事故発生経過概略図

